



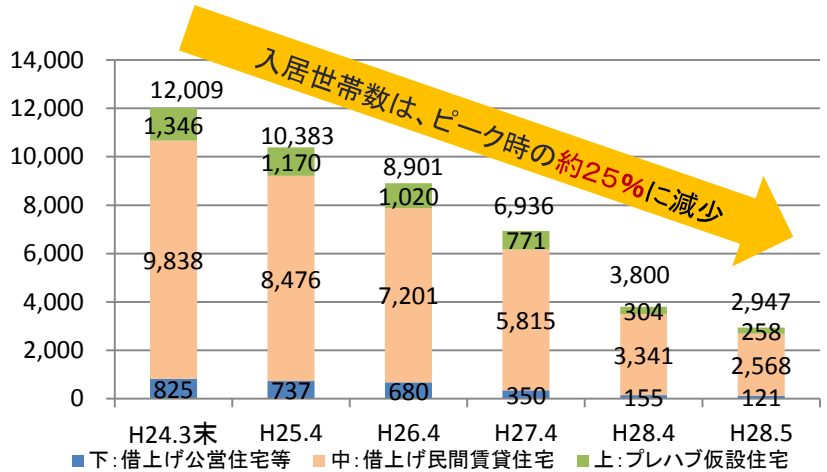
仮設住宅入居世帯の生活再建については、戸別訪問等により世帯ごとの状況や課題を把握し、平成26年3月に策定した生活再建推進プログラム（平成27年3月～生活再建加速プログラム）に沿って支援してまいりました。本市で被災された方の仮設住宅供与はこの春から夏にかけて終了のピークとなります。現在はこうした供与終了を迎える世帯を中心に、住まいの再建を確実に果たしていただけますよう、個別支援を強化しています。

## 入居世帯の推移

仙台市内の応急仮設住宅には、平成24年3月末のピーク時において約1万2千世帯が入居されていましたが、住まいと暮らしの再建が進んできたことにより、現在はピーク時の約25%にまで減少しています。

ピーク時には仮設住宅の約82%、平成28年5月現在では約87%が借上げ民間賃貸住宅（※）です。

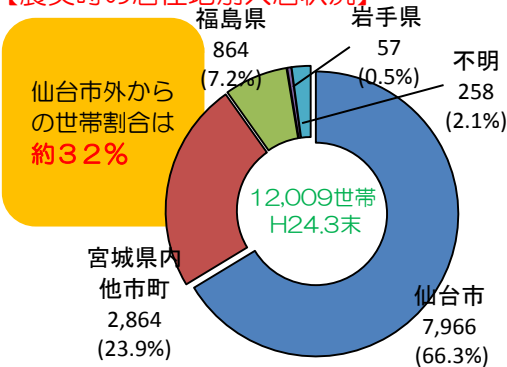
※既存の住宅ストックを大量活用した初めての事例



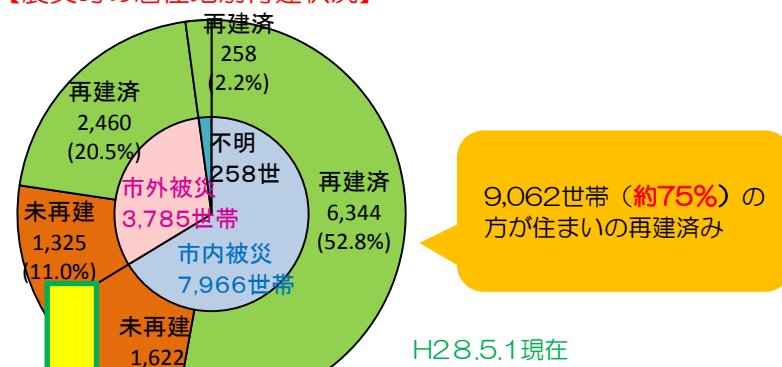
## 震災時の居住地と住まいの再建

東北に広く被害をもたらした今回の震災では、避難も広域的に行われ、現在、市内の仮設住宅入居世帯の約45%は、市外で被災された世帯です。市外で被災された世帯は、市内で被災された世帯に比べ、住まいの再建が遅れる傾向にあり、これらの世帯に対する支援は今後引き続き取り組むべき課題です。

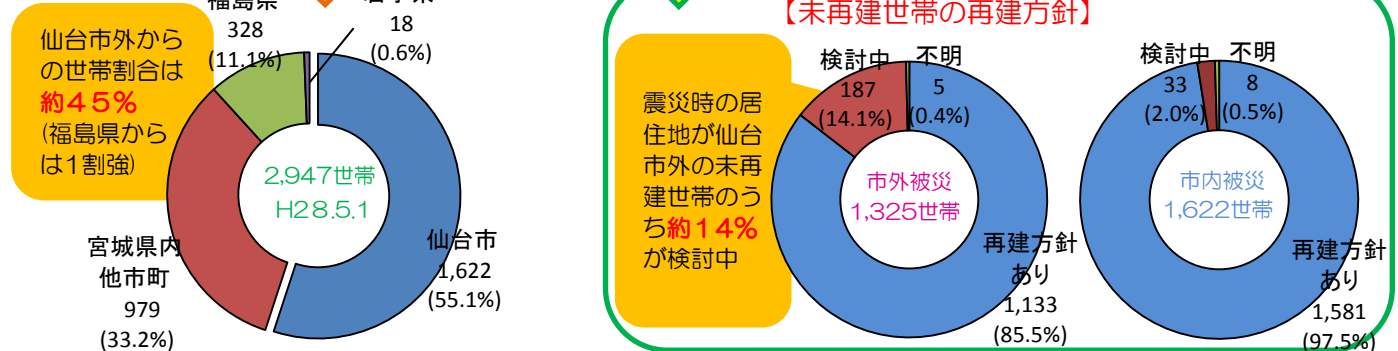
【震災時の居住地別入居状況】



【震災時の居住地別再建状況】

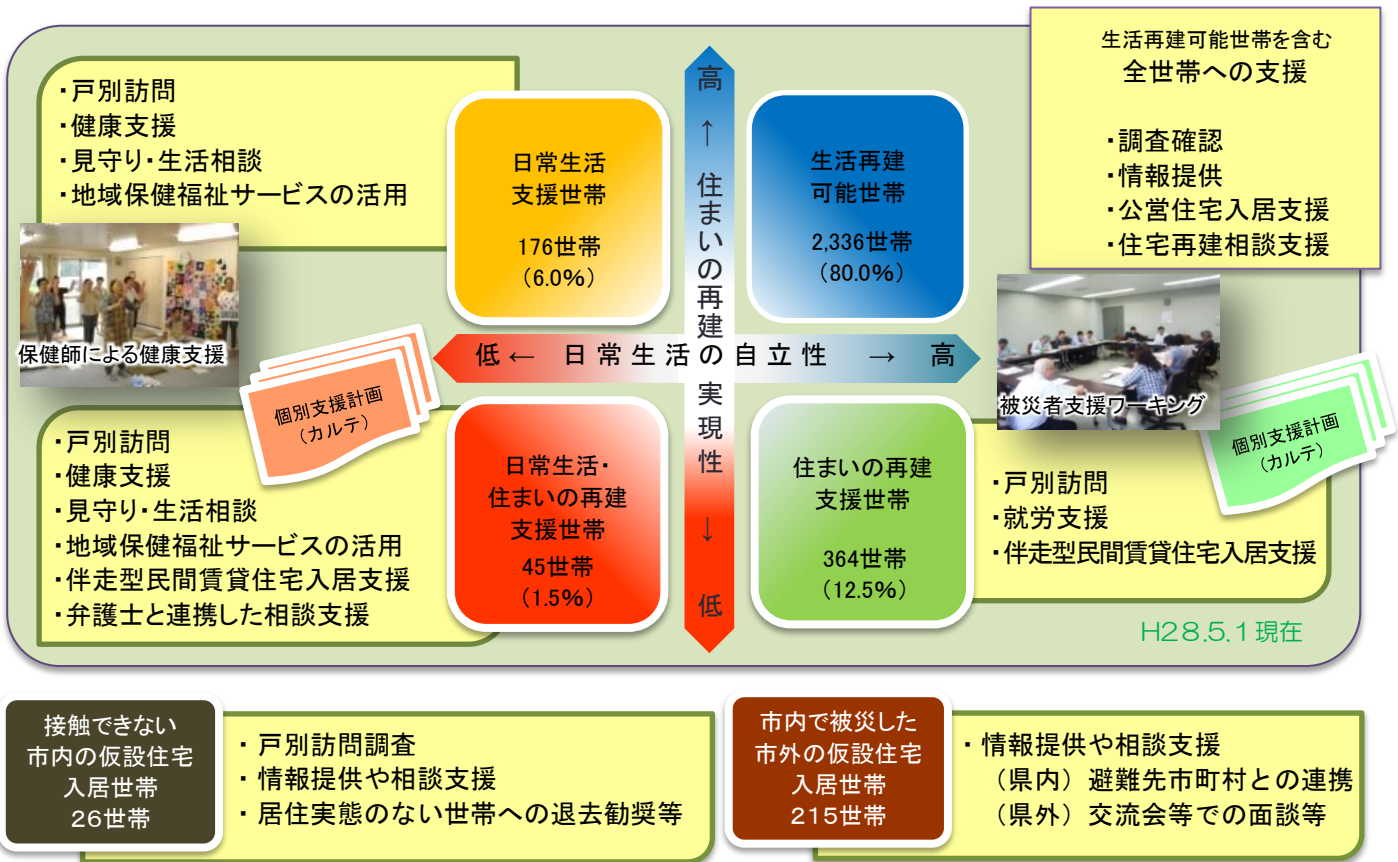


【未再建世帯の再建方針】



# 入居世帯への支援

新たな生活の場へ供与期間内に確実に移行できるよう、課題を抱える世帯に対する移行支援策の充実・強化に加え、未だ接触できない世帯への対応や、本市で被災し市外の仮設住宅に入居されている世帯への支援にも取り組んでいます。



## 東部津波浸水区域における新たな支援金制度の受付を開始します

仙台市では、東日本大震災による津波浸水被害を受けた区域で、住宅の流失や家財等の動産流出の被害を受けた方が、住宅を再建する際の経済的負担を軽減するため、新たに独自の支援金制度を創設しました。

この支援金制度の申請受付を、6月1日より開始します。

### 新たな支援金制度の概要

名称：仙台市津波被災者再建支援金制度

対象者：以下のすべてに該当する方

- ①被災時に本市の津波浸水区域に居住し、かつ本人や親族が、その住宅またはその住宅敷地を所有していた方
- ②被災者生活再建支援金の基礎支援金を受給した方
- ③住宅を再建したことが確認できる方  
(被災者生活再建支援金の加算支援金を受給した方など)

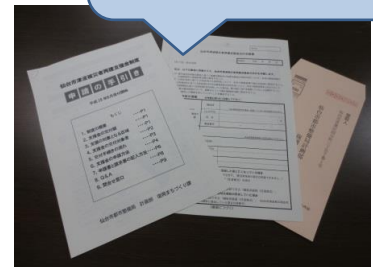
交付額：20万円

受付期間：平成28年6月1日～平成30年3月31日まで

申請方法：対象者に送付している申請書等に必要事項をご記入いただき、郵送で申請を受付けます。

お問合せ：専用ダイヤル ☎214-8560

対象の方々には、申請書等をお送りしています。



### この記事に関するお問合せ

都市整備局復興まちづくり課：214-8473

仙台市公式ホームページアドレス：[http://www.city.sendai.jp/fukko/1221832\\_2757.html](http://www.city.sendai.jp/fukko/1221832_2757.html)